

# 学校いじめ防止基本方針

泉佐野市立第二小学校

平成27年3月24日 策定

令和4年4月 7日 一部改訂

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人間性豊かな児童の育成」を教育目標とし、「助け合い、励まし合い、支え合う子どもの育成」に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

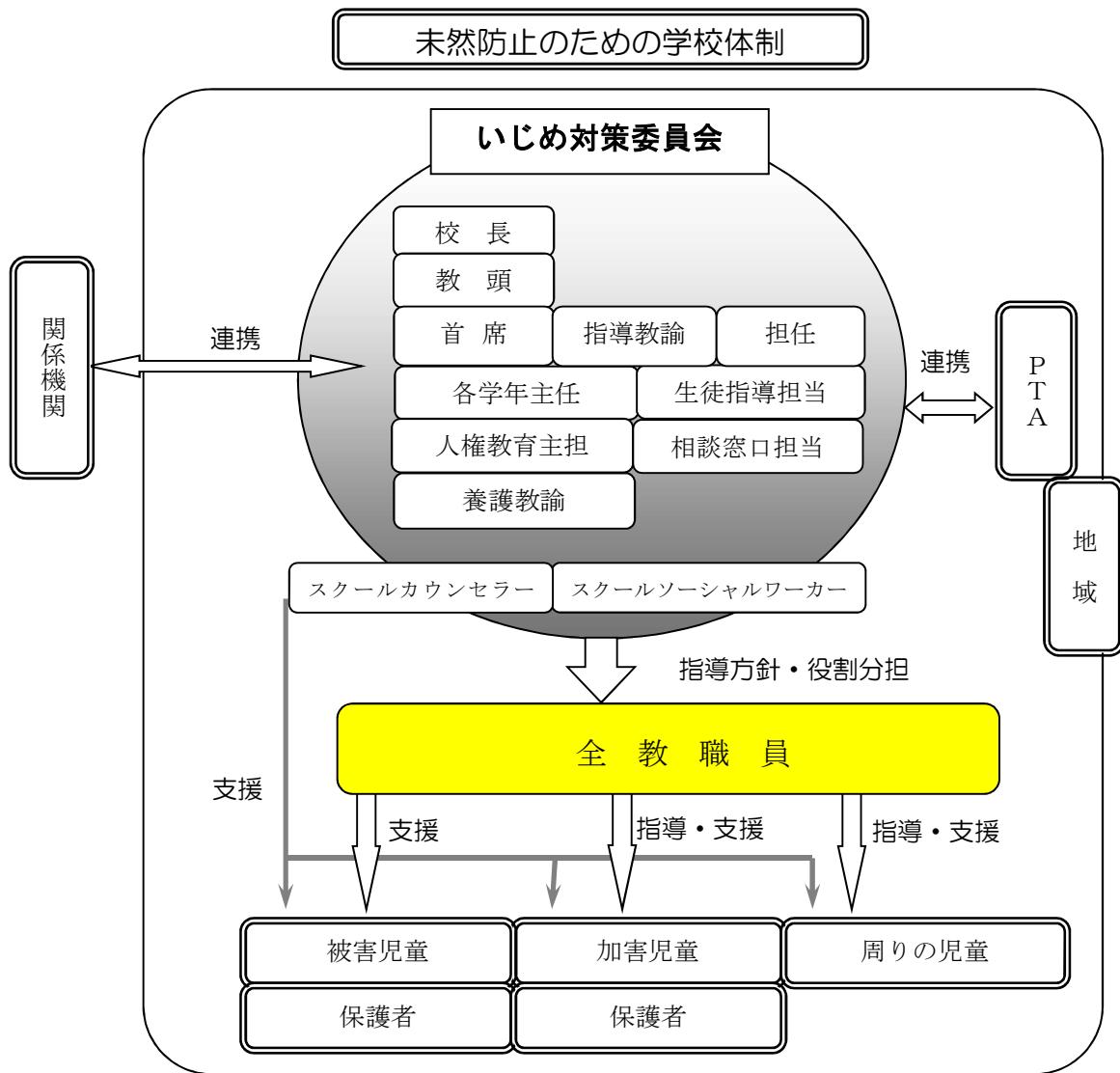
#### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

#### (2) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導担当、各学年主任、担任、人権教育主担、相談窓口担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(体制)



### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見、いじめ事案への対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

### 4 年間計画 (巻末別紙参照)

### 5 取組状況の把握と検証 (P D C A)

いじめ対策委員会は年5回開催し、とりくみが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、学校いじめ基本方針が学校の実

情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理験及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

### 2 いじめの防止のための措置

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめ防止のための対策に関する研修の実施その他いじめの防止のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。児童に対しては、友だちを大切にすることや、学級集団づくりや、いじめについての理解を深めるための学習をする。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえて、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

また、児童自らが生活をつくり、学ぶ力を獲得し、社会性を身につけるために、「にっこ二小 生活 10 のきまり」の取り組みを行う。10の項目は以下の通りである。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1 みんなにあいさつしよう     | 2 チャイムスタートを守ろう    |
| 3 みんなにやさしくしよう     | 4 感謝の気持ちをつたえよう    |
| 5 服そうを整えよう        | 6 身の回りの整理・整とんをしよう |
| 7 学校のクラスのきまりを守ろう  | 8 きちんとそうじをしよう     |
| 9 係や当番のしごとを進んでしよう | 10 物を大切にしよう       |

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、未然防止につとめる。未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

生活・学習規律について、以下のことを重点的に指導する。

- ・5分前行動　・右側歩行　・チャイム着席　・礼儀正しい態度　・身だしなみを整える　・清掃活動　・思いやりのある言葉づかい　・敬語の使い方
- ・正しい姿勢で座る　・学習用具の使い方　・話の聴き方　・発言のルール 等

分かりやすい授業づくりを進めるために、分かりやすい発問や授業の流れを組み立て、どの児童も活躍できるようにする。間違えたり失敗しても認め、ほめることを大切にしていく教師の姿勢が大切である。また、ペア学習、グループ学習をさまざまな場面で取り入れ、友だちと関わって学んでいくようにする。特にペア学習はお互いを理解でき、少しの時間でも可能であるので積極的に設定していく。相手を固定せず変えていきたくさんの友だちとつながっていくきっかけにする。さらに、自分の気持ちを他者に伝える力を養い、人間関係を築ける手立てにする。

児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるためにも、授業から集団づくりを進めていくという意識で取り組む。児童同士をつなぐ対話のある授業、班で高め合う授業、学級で問題解決していく授業をめざす。また、ルールづくりや児童同士のつながりを大切にした取り組みをおこなっていく。学級活動時には、グループワークトレーニングの手法も活用していく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、怒りのコントロール法やアサーション（自分の気持ちを表現すること）について学ぶ。また、ソーシャルスキルトレーニング、とりわけ「あたたかいメッセージ」を伝え、「つめたいメッセージ」を認めない言葉の指導を行う。教師も児童に「あたたかいメッセージ」を伝え「つめたいメッセージ」は伝えないことはもとよりである。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、定期的な「生活アンケート」でも項目を立て検証する。また、教職員同士常にお互いの言動について注意し合い、指導の在り方について研修をおこなう意識を高める。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、「異学年交流」、「二小フェスティバル」などの行事を通じて、企画する力、協力する力、日頃の成果を発表する力を養い、達成感をもたせることから育んでいく。

また、道徳等で、良いところさがしなどの取り組みをおこない、お互いの良いところを見ていく取り組みをする。

(5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の時間の読み物教材や、大阪府教育委員会発行の『「いじめNO！」宣言 子ども・大人・地域 みんなの力で いじめ対応プログラムⅡ』等を教材として取り組んでいく。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていくとする熱い行動力が求められている。

教職員は常に児童に向き合い、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努めていく。また、教職員同士が、小さな事柄でも互いに情報を積極的に交換し、共有していく。

## 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握として、年3回定期的にアンケートを実施し、児童がいじめを訴えやすくする。担任だけでなく学年でもアンケートを点検し、生徒指導員会、管理職に報告する。緊急性の高いものは、即座に、いじめ防止委員会を招集し報告する。

日常の観察としては、常に児童の言動や行動に注意を払うことや、教職員同士情報交換することに加え、児童の日記等から内面を捉えていく。また、日頃から児童との間に相談しやすい人間関係を築いていくことも大切である。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため、あらゆる機会を捉えて情報提供を求める。また、保護者に児童を見守って頂くために、本校独自のいつでも参観や、各種の行事への参加を求めていく。

(3) 児童やその保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談できる体制として、相談窓口を設けておりその周知をする。情報は守秘されることも知らせる。

(4) 学級・学年・学校だよりやホームページ等で、相談体制を広く周知する。また、PTA総会、地域行事等でも広く周知する。

また、学校教育自己診断やいじめアンケートを通じて、相談窓口が適切に機能しているか、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た児童の個人情報について、その対外的な取り扱いは慎重を期し、教育委員会や必要ならば警察等と共有する。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「4つのレベルに応じた問題行動

への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には一人で抱え込まず、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）に速やかに報告をし、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するなどのことも視野に入れ、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

## 4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。なお、いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじ

めた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

指導にあたって学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てるを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようとする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワーメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会などの体育行事や、二小フェスティバルなどの文化的行事、校外学習等は児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込

んだ者への対応については、必要に応じて、所轄警察署や大阪法務局人権擁護部等、外部機関と連携して対応する。

- (3) また、情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

### (1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

### (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。